

公文書の公開を請求された方へ

河南町

1. 受付の日の翌日から起算して15日（15日目が休日に当たるときは、その翌日）以内に請求された公文書を公開するかどうかを決定し、書面により通知いたします。

なお、通知の到着は、決定後2～3日を要すると思われるので、あらかじめご了承ください。

2. 正当な理由により決定期間を延長することもあります。

その場合は、その旨を書面で通知いたします。

公開の決定を行った場合

3. 公開の決定を行った場合は、公開の日時及び場所を事前に連絡のうえ、公開決定通知書等で通知いたします。

なお、連絡のとれない場合は、通知書に記載した日時及び場所とさせていただきますが、ご都合が悪ければ主管課までご連絡ください。

4. 公開は、公文書原本のほか、写しにより行うことがあります。

5. 公文書の写しを必要とされる場合は、写しの作成費用を負担していただきます。

費用は、白黒片面1枚（A3判以内の大きさのもの）につき10円です。

なお、写しの郵送を希望される場合は、郵送に要する費用も必要です。

<連絡先>

住所 河南町大字白木1359番地の6

総合窓口 町民情報公開コーナー

（総務部総務課）

電話番号 0721(93)2500